

札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱 新旧対照表（令和5年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>第1条から第3条まで（省略）</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。</p> <p>2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。</p> <p>(1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。</p> <p>(2) 管理機材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用するなど利用する市民全員が協力して行うこと。</p> <p>3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。</p> <p>4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。</p>	<p>第1条から第3条まで（現行どおり）</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。</p> <p>2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。</p> <p>(1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。</p> <p>(2) <u>管理器材の購入については応分の費用負担をすること。</u></p> <p>(3) 管理機材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用するなど利用する市民全員が協力して行うこと。</p> <p>(4) <u>転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。</u></p> <p>3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。</p> <p>4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。</p>
<p>第5条から第7条まで（省略）</p> <p>（対象とする共同住宅）</p> <p>第8条 この章から第5章までの規定は、</p>	<p>第5条から第7条まで（現行どおり）</p> <p>（対象とする共同住宅）</p> <p>第8条 この章から第5章までの規定は、</p>

<p>住戸を 6 戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条及び第 10 条の規定はすべての共同住宅に適用する。</p> <p>第 9 条から第 11 条まで (省略)</p> <p>(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)</p> <p>第 12 条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持するよう努めなければならない。</p> <p>2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持ができなくなったと当該住所地を所管する清掃事務長が認める場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。</p> <p>第 12 条 3 項から第 23 条まで (省略)</p>	<p>住戸を 6 戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条、<u>第 10 条及び第 12 条</u>の規定は、<u>親族が複数世帯同居する建築物を除くすべての共同住宅</u>に適用する。</p> <p>第 9 条から第 11 条まで (現行どおり)</p> <p>(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)</p> <p>第 12 条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が<u>専用のごみステーションを設置するよう努めることとする。</u><u>ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。</u></p> <p>2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用する<u>ことについて合意</u>ができなくなったと当該住所地を所管する清掃事務長が<u>判断した</u>場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。</p> <p>第 12 条 3 項から第 23 条まで (現行どおり)</p> <p><u>附 則 (施行期日)</u></p> <p><u>この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
---	--